

港区立高松中学校 PTA 規約

(令和3年5月18日改訂)

この規約は卒業まで大切に保管してください

港区立高松中学校 P T A

〒108-0074 東京都港区高輪 1-16-25

電話 03-3441-6239・03-3441-6247

FAX 03-3441-6230

港区立高松中学校 PTA 規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、港区立高松中学校 PTA と称し、事務所を港区高輪 1-16-25 港区立高松中学校（電話 3441-6239）に置く。
- 第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
1. よい保護者、よい教職員となるように務める。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の活動を支援する。
 3. 会員相互の親睦と教養を深める。
 4. 生徒の生活環境をよくする。
 5. 教育に関する正しい世論づくり。
 6. その他、本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第 4 条 この会は、教育を本旨とする会として、次の方針に従って活動する。
1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
 3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
1. 高松中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者。
 2. 高松中学校の全教職員。
- 第 6 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は一世帯 1 ヶ月 5 0 0 円とする。

第 3 章 経 理

- 第 7 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。
- 第 8 条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、予算議決前に、入学式等で費用が発生した場合、役員会の決議で支出できるものとする。
- 第 9 条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第 10 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

第 4 章 役 員

- 第 11 条 この会の役員は、次のとおりである。
1. 会長 1 名、副会長 4 名 (P3・T1)、書記 3 名 (P2・T1)、会計 3 名 (P2・T1)
 2. 役員は、他の役員、会計監査委員を兼ねることができない。
- 第 12 条 役員は、任期は 1 年とする。ただし、同じ役員の職については 1 回に限り再任を妨げない。又引続いて他の役員に選任されることが出来る。ただし、役員は、任期のあることが連続して、4 年を超えてはならない。
- 第 13 条 会長は次の職務を行う。
1. 総会および運営委員会を招集する。
 2. 運営委員会の承認を得て臨時委員会の委員長を委嘱する。
 3. 会長は役員、会計監査委員候補者選考委員会および会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
- 第 14 条 副会長は次の職務を行う。
1. 会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 2. 総会及び運営委員会の議長となる。
- 第 15 条 書記は次の職務を行う。
1. 総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 2. 記録、通信その他の書類を保管する。
 3. 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- 第 16 条 会計は、次の職務を行う。
1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
 2. 年度末総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
 3. この会の財産を監理する。
 4. 予算の立案について協力する。

第 5 章 会計監査委員

- 第 17 条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。
- 第 18 条 1. 会計監査委員は、毎学期1回以上、臨時会計監査を行う。
2. 会計監査委員は、必要に応じて役員会および運営委員会に出席できるが、議決権はない。
- 第 19 条 会計監査委員の任期は1年とする。

第 6 章 役員、会計監査委員選考委員会

- 第 20 条 役員および会計監査委員の候補者を選考するときには、役員会計監査委員選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。
- 第 21 条 役員および会計監査委員は、運営委員会の承認により就任する。その際、その候補者は運営委員会の開催の少なくとも1週間前に全会員に知らせなければならない。候補者について意見のある会員は、運営委員会で意見を述べることができる。
- 第 22 条 選考委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。
- 第 23 条 選考委員会の委員は、その任務を終了したときに、解任される。

第 7 章 総 会

- 第 24 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第 25 条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
1. 定期総会は5月に開催する。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第 26 条 総会の任務は次のとおりとする。
1. 5月総会 前年度の決算報告の承認、年間計画および年度予算の審議決定。
2. 臨時総会 年間計画および予算の補正審議決定等。
- 第 27 条 総会は、会員の現在数の5分の1以上出席しなければその議事を開き、議決することができない。
- 第 28 条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 8 章 運営委員会

- 第 29 条 1. 運営委員会は、総会につぐ議決機関で役員、常置委員会と臨時委員会の正副委員長をもって構成する。
2. 総会の議決にもとづいて、この会の事務を運営し、且つ総会に提出する議案を調整する。
3. 常置委員会の連絡調整をはかる。
4. 常置委員会において、2分の1以上の賛成を得た議案でなければこれを、運営委員会にかけする事は出来ない。
- 第 30 条 運営委員会は年間8回、または会長がこれを必要と認めたときに開く。
- 第 31 条 運営委員会は、委員数の2分の1以上がなければその議事を審議し、議決することができない。

第 9 章 常置委員会および臨時委員会

- 第 32 条 1. この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案し、実施に当たって推進母体となるため、常置委員会を置く。
2. 常置委員会についての必要な事項は細則で定める。
- 第 33 条 1. 特別な事項について必要があるときには、臨時委員会を設けることができる。
2. 臨時委員会について、必要な事項は細則で定める。

第 10 章 細 則

- 第 34 条 1. この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
2. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合にはその結果を次期総会に報告しなければならない。

第 11 章 改 正

- 第 35 条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会の開催の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

付則

- ・この規約は令和3年5月26日施行